

放送大学学園文書決裁規程

平成15年10月1日
放送大学学園規程第4号

改正 平成16年3月31日、平成17年4月1日・10月3日・11月29日・12月20日、平成18年3月31日・9月11日、平成19年3月30日、平成20年4月30日、平成21年1月20日・3月30日・9月15日、平成22年3月24日・3月30日・6月30日、平成23年3月28日・9月22日・11月1日、平成24年3月14日、平成25年3月5日、平成26年3月31日・8月19日、平成27年3月3日、平成28年3月15日・9月13日、平成29年3月28日、平成31年3月25日、令和2年3月16日、令和6年2月6日、令和6年3月26日、令和6年4月9日

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園法人文書管理規程（平成15年放送大学学園規程第3号）第17条の規定に基づき、放送大学学園（以下「学園」という。）における文書の名義及び決裁について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「決裁」とは、この規程の定めるところにより、それぞれの文書について承認を得る最終責任者の承認を得ることをいう。

(文書の名義者)

第3条 文書の名義者は、別に定めがある場合を除くほか、別表第1から別表第3に掲げる区分によるものとする。

(文書決裁の原則)

第4条 起案文書は、特に定めるもののほか、名義者の決裁を受けなければならない。

2 接受文書を供閲文書として起案するときは、受信者の決裁を受けるものとする。

(理事長の決裁事項)

第5条 次に掲げる事項については、理事長の決裁を受けなければならない。

- 一 学園の規則案、規程案、告示案等
- 二 事業計画案、収入支出予算案及び資金計画案
- 三 財務諸表及び決算報告書
- 四 放送大学（以下「大学」という。）及び放送局の運営に関する基本方針その他重要方針の決定に関する事項
- 五 放送番組の編集基準、編集基本計画、放送計画及び制作計画の策定その他放送番組に関する重要事項
- 六 印刷教材及び放送教材の作成計画に関する基本的事項
- 七 学科・専攻及び施設の新設改廃に関する事項
- 八 人事案件（係長以下の職員に係るものを除く。）
- 九 重要な事業の実施計画に関する事項
- 十 学園の重要な会議、儀式及び行事に関する事項

- 十一 理事長名をもって処理する文書のうち重要なもの
- 十二 答申、重要な報告、陳情、要望等の供閲文書
- 十三 重要な新聞発表等に関する事項
- 十四 その他学園の運営に関する重要事項

(理事の承認)

第6条 理事長の決裁を受けようとする文書は、その決裁を受ける前に関係の理事の承認を得なければならない。

(学長の決裁事項)

第7条 次に掲げる事項については、学長の決裁を受けなければならない。

- 一 大学の学則、規程、内規、告示等の制定・改廃に関する事項
- 二 学長、副学長及び教員（教授、准教授及び講師をいう。以下同じ。）の採用及び昇任の選考並びに学長、副学長及び教員の任免その他の人事に関する事項
- 三 教員組織に関する事項
- 四 教育課程の決定に関する事項
- 五 学生の入学許可、卒業の認定、賞罰その他学生の身分取扱いに関する事項
- 六 学位の授与に関する事項
- 七 面接授業、通信指導及び単位認定試験の実施並びに学生指導及び成績評価に関する基本的事項
- 八 印刷教材、放送教材等の決定に関する事項
- 九 学習センターの運営に関する基本的事項
- 十 評議会、教授会その他大学の重要な会議、儀式及び行事に関する事項
- 十一 他大学との連携協力及び単位互換に関する事項
- 十二 学長名をもって処理する文書のうち重要なもの
- 十三 重要な報告、陳情、要望等の供閲文書
- 十四 その他大学の運営に関する重要事項

(副学長の承認)

第8条 学長の決裁を受けようとする文書は、特に定めるもののほか、その決裁を受ける前に学長が指名する副学長の承認を得なければならない。

(学長選考・監察会議議長の決裁事項)

第8条の2 次に掲げる事項については、学長選考・監察会議議長の決裁を受けなければならない。

- 一 学長選考・監察会議議長名をもって処理する文書
- 二 その他学長選考・監察会議の議事の運営に関する事項

(事務局長等の承認)

第9条 理事長、理事又は学長、副学長又は学長選考・監察会議議長の決裁又は承認を得ようとする文書は、あらかじめ事務局長の承認を得なければならない。

2 事務局長の決裁又は承認を要する文書は、審議役、主管部長又は参事役の承認を、審議役、部長又は参事役の決裁又は承認を要する文書は、次長、主管課長又は主管室長の承認を得なければならない。

(専決事項)

第10条 別表第4から別表第6の事項欄に掲げる事項の決裁については、第5条、第7条及び第8条の2の規定にかかわらず、専決者欄に掲げる者が専決する。ただし、特別の事情がある場合は、名義者の決裁を受けるものとする。

(調整)

第11条 この規程の運用に関し疑義のあるときは、事務局長が決定する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月3日）

この規程は、平成17年10月3日から施行し、改正後の放送大学学園文書決裁規程の規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成17年11月29日）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日）

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月11日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月30日）

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年1月20日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月15日）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日）

この規程は、平成23年9月22日から施行し、同年6月30日から適用する。

附 則（平成23年11月1日）

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月5日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月19日）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日）

この規程は、平成28年3月15日から施行する。

附 則（平成28年9月13日）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月6日）

この規程は、令和6年2月6日から施行し、令和6年1月11日から適用する。

附 則（令和6年3月26日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月9日）

この規程は、令和6年4月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第 1 (学園全体に係るもの)

事項	名義者
1 法令の規定等に基づき理事長の権限とされるもの 2 学園の規則等の制定・改廃に関するもの 3 学園の重要な儀式、行事に関するもの 4 その他理事長の名義を用いることが適当と認められるもの	理事長
1 通知、依頼、照会、回答等の文書のうち重要なもので、理事が行うとされたもの 2 その他理事の名義を用いることが適当と認められるもの	担当理事
1 法令の規定等に基づき学長の権限とされるもの 2 学則及び大学の規程等の制定・改廃に関するもの 3 大学に係る重要な儀式、行事に関するもの 4 その他学長の名義を用いることが適当と認められるもの	学長
1 通知、依頼、照会、回答、調査等の文書及び通達等の学園内移牒に関するもの 2 事務局の各部の所掌事務のうち重要なもの 3 その他事務局長の名義を用いることが適当と認められるもの	事務局長
1 事務局の各部の所掌事務のうち重要なもので、審議役が行うとされたもの 2 その他審議役の名義を用いることが適当と認められるもの	審議役
1 通知、依頼、照会、回答、調査等の文書のうち定型的、又は軽易なもの 2 その他部長又は参事役の名義を用いることが適当と認められるもの	主管部長 担当参事役
1 通知、依頼、照会、回答、調査、連絡等の文書のうち特に軽易なもの 2 その他課長又は室長の名義を用いることが適当と認められるもの	主管課長 主管室長

別表第 1 の 2 (学長選考・監察会議に係るもの)

事項	名義者
1 学長選考・監察会議が行う通知、依頼、照会、回答等の文書 2 その他学長選考・監察会議議長の名義を用いることが適当と認められるもの	学長選考・監察 会議議長

別表第 1 の 3 (次世代教育研究開発センター限りのもの)

事項	名義者
1 通知、依頼、照会、回答等の文書 2 その他次世代教育研究開発センター長の名義を用いることが適当と認められるもの	次世代教育研究 開発センター長

別表第2 (学習センター限りのもの)

事項	名義者
1 通知、依頼、照会、回答等の文書	学習センター
2 その他学習センター所長の名義を用いることが適当と認められるもの	所長

別表第3（附属図書館限りのもの）

事項	名義者
1 通知、依頼、照会、回答等の文書	附属図書館長
2 その他附属図書館長の名義を用いることが適当と認められるもの	

別表第4 (学園全体に係るもの)

	事項	名義者	専決者
共通事項	1 理事会（常勤理事会を含む。）、評議会又は教授会において議決したもの	理事長 学長	事務局長
	2 法令等（電波法令及び放送法令に関するものを除く。）に基づいて行う主管官公庁等への協議、申請、報告等のうち、定型的又は軽易なもの	理事長 学長	事務局長
	3 学園内外への通知、依頼、照会、回答等のうち定型的又は軽易なもの	理事長 学長 事務局長	主管部長 主管部長 主管部長 主管課長
	4 学園内外への通知、依頼、照会、回答等のうち特に軽易なもの	理事長 学長 事務局長	主管課長
	5 規程等の改正のうち形式的かつ軽易なもの	理事長 学長	事務局長
	6 契約請求の承認のうち以下のもの（学習センターにおける契約を除く。）		
	1) 予定価格 5,000 万円未満の契約に係るもの	理事長	事務局長
	2) 予定価格 1,000 万円未満の契約に係るもの	理事長	主管部長
	3) 予定価格 100 万円未満の契約に係るもの	理事長	主管課長 及び主管 室長
	7 副学長及び教員の勤務時間の割振り変更、休日の振替及び週休日の振替の承認	理事長	学長
	8 事務局長、審議役、部長、参事役及び総合戦略企画室長の勤務時間の割振り及び割振り変更、休日の振替並びに週休日の指定及び振替	理事長	事務局長
	9 次長、課長、室長（総合戦略企画室長を除く。）、プロデューサー、ディレクター及び考査職の勤務時間の割振り及び割振り変更、休日の振替並びに週休日の指定及び振替	理事長	主管部長
	10 事務局の職員（前2号に掲げる者及び学習センター所属職員を除く。）の勤務時間の割振り及び割振り変更、休日の振替並びに週休日の指定及び振替	理事長	主管課長 及び主管 室長
	11 副学長及び教員の休暇の承認（学習センター所属教員に係るものを除く。）	理事長	学長
	12 事務局長の休暇の承認	理事長	理事 (総務担当)
	13 審議役、部長、参事役及び総合戦略企画室長の休暇の承認	理事長	事務局長
14 次長、課長、室長（総合戦略企画室長を除く。）、プロデューサー、ディレクター及び考査職の休暇の承認	理事長	主管部長	
15 事務局の職員（前3号に掲げる者及び学習センター所属職員を除く。）の休暇の承認	理事長	主管課長 及び主管 室長	
16 副学長及び教員の旅行命令（学習センター所属教員の内国	理事長	学長	

	<p>旅行に係るものを除く。)</p> <p>17 役員及び事務局長の旅行命令</p> <p>18 審議役、部長、参事役及び総合戦略企画室長の旅行命令</p> <p>19 次長、課長、室長（総合戦略企画室長を除く。）、プロデューサー、ディレクター及び考査職の旅行命令</p> <p>20 事務局の職員（前3号に掲げる者及び学習センター所属職員を除く。）の旅行命令</p> <p>21 卒業研究の指導、審査等に係る旅行依頼</p> <p>22 旅行依頼（卒業研究の指導及び審査等に係るもの並びに非常勤講師の面接授業及び学習相談に係るものを除く。）</p>	<p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p>	<p>理事 (総務担当)</p> <p>事務局長 主管部長</p> <p>主管課長 及び主管 室長</p> <p>学長</p> <p>主管課長 及び主管 室長</p>
総務課所掌事項	<p>1 公印の作成、改刻及び廃止</p> <p>2 客員教員及び非常勤講師の委嘱依頼</p> <p>3 職員に係る割愛依頼及び回答</p> <p>4 課長補佐以上の事務局の職員（事務局長を除く。）の人事案件</p> <p>5 係長以下の事務局の職員の人事案件</p> <p>6 職員の普通昇給の決定</p> <p>7 職員の退職手当の決定</p> <p>8 期間業務・時間雇用職員（学習センター所属の期間業務・時間雇用職員を除く。）の任免及び給与（退職手当を含む。）の決定</p> <p>9 職員（事務局長を除く。）の期末手当、勤勉手当の決定</p> <p>10 職員（学習センター所属職員を除く。）の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定</p> <p>11 職員の寒冷地手当及び単身赴任手当の認定</p> <p>12 教員が職務以外の業務に従事することの許可（継続的又は定期的な業務に従事することとなるものを除く。以下同じ。）</p> <p>13 事務局の職員（事務局長を除く。）が職務以外の業務に従事することの許可</p> <p>14 副学長及び教員の研修に関するもの（学習センター所長の国内研修であって10日を超えないもの及び学習センター所属教員の研修を除く。）</p> <p>15 事務局の職員の研修に関するもの</p> <p>16 役員及び職員の履歴証明等に関するもの</p> <p>17 寄附金の受入手続に関するもの</p> <p>18 科学研究費補助金の申請手続等に関するもの</p>	<p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>学長</p> <p>学長</p> <p>学長</p> <p>学長</p>	<p>事務局長</p> <p>学長</p> <p>総務課長</p> <p>事務局長</p> <p>総務課長</p> <p>総務課長</p> <p>総務課長</p> <p>総務課長</p> <p>事務局長</p> <p>総務課長</p> <p>総務課長</p> <p>学長</p> <p>事務局長</p> <p>学長</p> <p>事務局長</p> <p>総務課長</p> <p>事務局長</p> <p>事務局長</p>
広報課	<p>1 調査統計等の報告、提供に関するもの</p> <p>2 広報業務で軽易なもの</p> <p>3 学生募集（修士全科生及び博士全科生に係るものを除く。）</p>	<p>理事長</p> <p>理事長</p> <p>学長</p>	<p>事務局長</p> <p>事務局長</p> <p>事務局長</p>

所掌事項	の協力方依頼に関するもの		
財務課所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 会計規程に基づく事務の委任に関するもの 2 たな卸表作成の際に確認する者の指名 3 無形固定資産の減価償却についての期間決定 4 資金の運用に関するもの 5 会計に関する諸報告書等のうち軽易なもの（経理課の所掌に属するものを除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長 理事長 理事長 理事長 理事長 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長 理事 (財務担当) 理事 (財務担当) 理事 (財務担当) 財務部長
経理課所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 小口現金による消耗品等の購入 2 契約保証金の免除 3 宿舍の貸与に関するもの 4 会計に関する諸報告書等のうち軽易なもの 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長 理事長 理事長 理事長 	<ul style="list-style-type: none"> 経理課長 事務局長 事務局長 財務部長
教務課所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 修士全科生及び博士全科生の募集の協力依頼に関するもの 2 修士全科生及び博士全科生の学生証の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 学長 学長 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長 学務部長
連携教育課所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 奨学寄附金の寄附科目に係る受入手続に関するもの 2 科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）の認証状の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長 学長 学長 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長 学務部長
学生課所掌事項	学生（修士全科生及び博士全科生を除く。）の学生証の発行	学長	学務部長

学習センター支援室所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 奨学金に係る諸報告等 2 セミナーハウスの使用に関するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 学長 学長 	<ul style="list-style-type: none"> 学務部長 学務部長
情報推進課所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 電子計算機システムによる情報処理の取扱い及びその管理に関するもの 2 データベースの収集に関するもの 3 データベースの利用承認に関するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長 理事長 理事長 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長 情報推進課長 情報推進課長
図書情報課所掌事項	寄贈図書の受入れの承認	理事長	情報部長
放送管理課所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 再放送の同意に関するもの 2 著作権及び著作隣接権の処理に関する関係団体との契約、協定、覚書等に基づく通知 3 受信普及に係る協力等の依頼に関するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長 理事長 理事長 	<ul style="list-style-type: none"> 放送部長 放送管理課長 放送管理課長
技術・運	<ul style="list-style-type: none"> 1 電波法令及び放送法令に基づく総務大臣等への協議、申請のうち、定型的又は軽易なもの 2 電波法令及び放送法令に基づく総務大臣等への報告等のうち、定型的又は簡易なもの 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長 理事長 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長 放送部長

行 課 所 掌 事 項	3 放送システム装置の施設整備に関するもの（共通事項6に該当するものを除く。） 4 放送システム装置の維持管理に関するもの 5 放送の運行に係る取扱い基準等 6 放送に係る技術的事項の渉外に関するもの 7 共同建設協定の締結 8 共同建設協定に基づく覚書の締結	理事長 理事長 理事長 理事長 理事長 事務局長	理事 (放送担当) 事務局長 理事 (放送担当) 事務局長 理事 (放送担当) 放送部長
制 作 部 所 掌 事 項	取材の協力方依頼に関するもの	理事長 学長	制作部長
総 合 戦 略 企 画 室 所 掌 事 項	規程集の編集発行に関するもの	理事長	事務局長

別表第4の2 (学長選考・監察会議に係るもの)

	事項	名義者	専決者
総務課 所掌事項	1 学長選考・監察会議において議決したもの	学長選考 ・監察会議議長	事務局長
	2 学長選考・監察会議が行う通知、依頼、照会、回答等のうち特に軽易なもの	学長選考 ・監察会議議長	事務局長

別表第5（学習センター限りのもの）

事項	名義者	専決者
1 客員教員（学習センター所属）及び非常勤講師（面接授業担当）の委嘱依頼	理事長	学習センター 所長
2 職員の勤務時間の割振り及び割振り変更、休日の振替並びに週休日の指定及び振替	理事長	学習センター 所長
3 職員の休暇の承認	理事長	学習センター 所長
4 職員の旅行命令（教員の外国旅行に係るものを除く。）	理事長	学習センター 所長
5 非常勤講師の旅行依頼（面接授業に係るもの。）	理事長	学習センター 所長
6 期間業務・時間雇用職員の任免及び給与（退職手当を含む。）の決定	理事長	学習センター 所長
7 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定	理事長	学習センター 所長
8 学習センター所長の国内研修であって10日を超えないもの及び学習センター所属教員の研修に関するもの	理事長	学習センター 所長
9 職員の履歴証明等に関するもの	学習セン ター所長	学習センター 事務長
10 学生に係る各種証明書の発行	学長	学習センター 所長
11 放送大学学生規則に基づく学生団体の継続及び責任者等の変更の許可	学長	学習センター 所長
12 学習センターにおける契約に係る契約請求の承認	理事長	学習センター 事務長
13 放送大学学生規則に基づく集会、施設の使用、文書等の掲示板の許可	学長	学習センター 所長

別表第6（附属図書館限りのもの）

事項	名義者	専決者
1 通知、依頼、照会、回答等の文書のうち軽易なもの	附属図書館長	図書情報課長
2 学外図書館への文献複写の依頼	附属図書館長	図書情報課長
3 学外図書館からの文献複写の許可	附属図書館長	図書情報課長
4 他大学の図書館の利用の許可	附属図書館長	図書情報課長
5 学外者の本学図書館の利用の許可	附属図書館長	図書情報課長